

賛助会員細則

創立総会にて承認された賛助会員規約に基づき、以下の通り細則を規定します。

1. 賛助会員の内訳

- ・ 1号会員 定款第8条（組合員の資格）に規定した者以外の中小企業、中小企業で組織する協同組合・財団法人等の組織
- ・ 2号会員 当組合事業を支援する目的で入会する者

2. 会費

賛助会員は、1口6,000円として以下の年会費を納入する。

賛助会員の内訳	年会費
1号会員	1口以上
2号会員	10口以上

※入会初年度の年会費は、入会月の翌月分から3月までの月数分を入会時に納入する。

3. 入会手続

賛助会員として入会を希望する者は、別紙申込書を提出し、本組合の承認を得なければならない。

「中小企業」とされる基準

- ・ 小売業又はサービス業を主たる事業とする場合。
資本金 5,000万円以内
従業員 50人以内（サービス業は100人以内）
- ・ 卸売業を主たる事業とする場合。
資本金 1億円以内
従業員 100人以内
- ・ その他の事業者の場合。
資本金 3億円以内
従業員 300人以内

どの業種においても、上記の資本金、従業員どちらかの条件を満たしていれば良い。